

## 第1節 給料、費用弁償

# ○阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例

題名改正〔平成23年条例第3号〕

制定 昭和61年3月15日 条例第1号  
〔昭和23年12月15日 条例第31号を全部改正〕  
改正 昭和63年12月20日 条例第3号  
平成2年12月22日 条例第3号  
平成6年3月24日 条例第2号  
平成14年12月19日 条例第4号  
平成16年8月9日 条例第6号  
平成23年3月9日 条例第3号  
平成24年8月10日 条例第4号  
平成28年12月22日 条例第7号

(趣旨)

**第1条** 阪神水道企業団議会議員及び監査委員の議員報酬及び報酬（以下「議員報酬等」という。）及び費用弁償の額並びに支給方法は、この条例の定めるところによる。

一部改正〔平成6年条例第2号、平成16年条例第6号、平成23年条例第3号〕

(議員報酬等)

**第2条** 議長、副議長及び議員並びに監査委員の議員報酬等は、別表に定める額とする。

一部改正〔平成23年条例第3号〕 2項追加〔平成24年条例第4号〕 2項削除〔平成28年条例第7号〕

2 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員及び監査委員にはその職についた日から議員報酬等をそれぞれ支給する。

一部改正〔平成23年条例第3号〕 旧2項繰下〔平成24年条例第4号〕 旧3項繰上〔平成28年条例第7号〕

3 議長、副議長及び議員並びに監査委員が任期満了、辞職、失職等により、その職を離れたときは、その日まで、死亡したときは、その月までの議員報酬等を支給する。

一部改正〔平成23年条例第3号〕 旧3項繰下〔平成24年条例第4号〕 旧4項繰上〔平成28年条例第7号〕

4 議員報酬等の支給日は、企業長の定める日とする。

一部改正〔平成23年条例第3号〕 旧4項繰下〔平成24年条例第4号〕 旧5項繰上〔平成28年条例第7号〕

(費用弁償)

**第3条** 議長、副議長及び議員が定例会、臨時会、阪神水道企業団議会委員会条例（平成7年条例第3号）に規定する委員会の会議及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として1日について5,000円を支給する。ただし、議長が特別な事情があると認める場合は、当該費用弁償を支給しないことができる。

一部改正〔平成23年条例第3号〕

2 監査委員が阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第4号）その他法令に基づく監査、検査及び審査を実施し、又は職務を執行するため会議に出席したとき（前監査委員が法第201条において準用する法第159条の規定による事務引継を行う場合を含む。）は、費用弁償として1日について5,000円を支給する。

本項追加〔平成14年条例第4号〕 全部改正〔平成23年条例第3号〕

3 費用弁償は、その日額に第1項又は第2項に規定する公務に従事した日数を乗じて得た額を、企業長の定める日に支給する。

旧2項繰下〔平成14年条例第4号〕 一部改正〔平成23年条例第3号〕

4 議長、副議長及び議員並びに監査委員が公務（第1項及び第2項に規定する公務を除く。）のため旅行したときは、阪神水道企業団旅費条例（昭和23年12月条例第33号。以下本項中「旅費条例」という。）別表1等の者に支給する額に相当する額の旅費を旅費条例の例（第6条を除く。）により支給する。

一部改正〔平成2年条例第3号〕 旧3項繰下〔平成14年条例第4号〕 一部改正〔平成23年条例第3号〕

(期末手当)

**第4条** 議長、副議長及び議員並びに監査委員に対しては、期末手当を支給することができる。

**附 則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和60年11月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の阪神水道企業団報酬並びに費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の別表の昭和60年11月1日（以下「適用日」という。）から昭和61年3月31日までの間における適用については、次に定めるところにより読み替えるものとする。

議員及び監査委員の報酬 日額16,000円

議員で議長の職務を行つた場合は、日額7,000円を加給する。

- 3 この条例の施行の日から昭和61年3月31日までの間における報酬及び費用弁償の支給方法については、なお従前の例による。

(報酬等の内払)

- 4 改正前の阪神水道企業団報酬並びに費用弁償に関する条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬及び費用弁償は、新条例の規定による報酬及び費用弁償の内払とみなす。

**附 則** (昭和63年12月20日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和63年11月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

**附 則** (平成2年12月22日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成2年11月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(報酬等の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬及び費用弁償は、改正後の条例の規定による報酬及び費用弁償の内払とみなす。

**附 則** (平成6年3月24日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 水道局長である議員に対する旅費の支給については、この条例による改正後の阪神水道企業団報酬並びに費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成14年12月19日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年8月9日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

**附 則** (平成23年3月9日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

第9章 阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例

(阪神水道企業団報酬並びに費用弁償に関する条例の特例に関する条例の廃止)

- 2 阪神水道企業団報酬並びに費用弁償に関する条例の特例に関する条例（平成15年3月条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の阪神水道企業団報酬並びに費用弁償に関する条例の特例に関する条例第2条の規定により読み替えて適用する改正前の阪神水道企業団報酬並びに費用弁償に関する条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき支給事由の生じた費用弁償の額については、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年8月10日条例第4号)

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則** (平成28年12月22日条例第7号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区 分	議 員 報 酬 等 の 額
議 長	月 額 60,000円
副 議 長	月 額 56,000円
議 員	月 額 52,000円
監 査 委 員	月 額 54,000円